

2023年7月25日 第5回基本政策部会提出意見

北海道大学 松本伊智朗

## 1 「基本的な方針」について

現時点での6点（以下の（1）～（6））の方針案について、以下の修正を提案する。

- （1） こども・若者を意見表明と自己選択・自己決定の主体として認識し、その人格・個性を尊重する。

修正提案：この項目を「日本国憲法、こどもの権利条約にのっとり、すべてのこども・若者の権利保障を中心におく」に変更する。あわせて、方針の説明にこども・若者を権利主体として認識すること、現行の「方針」内容、参加の権利について書き込む。

理由

- ① 現行案に示されるこども・若者を意見表明、自己選択・自己決定の主体としてとらえる観点は非常に重要であるが、こどもの権利の一部を構成するにとどまる。基本方針として、こどもの権利保障全体が中心的な課題であることを明記する必要があるのではないか。
- ② 施策の評価の軸としてこども・若者の権利保障の観点が重要になると考えられるが、基本方針の冒頭に権利保障の観点を明記することで、全体の軸を一貫させることができる。

- （2） こどもや若者、子育て家庭の視点を尊重し、その視点に立って考える。

修正提案なし。ただし、第1点を上記のように修正した場合、意見表明、自己選択、自己決定の主体という点は、こちらに組み込む方法もありうる。

- （3） こどもや若者、子育て家庭のライフステージに応じて切れ目なく対応していく。

修正提案なし。

- （4） すべてのこども・若者への対応を基本としつつ、こども・若者の現在と将来が虐待・貧困などその生まれ育った環境によって左右されないようにする。

修正提案：貧困問題と虐待問題をそれぞれ項目として独立させる。あわせて健康、障害の問題について基本方針に項目をおこして明示する。

4-1 貧困を解消し、すべてのこども・若者の現在と将来が経済的、社会的格差によって左右されないようにする。

4-2 すべてのこども・若者が安全、安心に暮らせる環境をつくり、その現在と将来が虐待的環境、暴力・いじめ、家族の脆弱性によって左右されないようにする。

4-3 すべてのこども・若者と家族の健康が守られ、その現在と将来が自身や家族の疾病や障害によって左右されないようにする。

## 理由

- ① 現行案は「すべてのこども・若者」と「虐待・貧困」を対比させ、「虐待・貧困」を残余的なものとして位置付けているように読むこともできる。これはメッセージとして妥当ではない。
- ② 本大綱は「少子化」「子供・若者」「子供の貧困」の3つの大綱を受けて作成されているが、現在の「基本的な方針」案では「こどもの貧困」問題の位置づけが不明確で、後退している印象がある。この点が、現在進展しつつある自治体レベルの対応を縮小させる懸念がある。問題の重要性を踏まえ、多くの問題と関連する基底にある問題として認識し、貧困問題への対応を基本方針の中に独立させて入れるべきである。なお、「少子化」は（5）の修正提案、「こども若者」は全体を通して「こども・若者」という表現および（5）の修正提案と対応していると考えられる。
- ③ 現行案は「虐待・貧困」と表現しているが、これらは独立して明示すべき問題。虐待、暴力・いじめ、家族の脆弱性（と社会的養育）はそれぞれ重要なこども政策の柱であるが、これを一つの項目に整理すべきかどうかは要検討か。
- ④ 健康の侵害、障害は、こども・若者と家族が直面する不利・困難の多くと関係する重要かつ共通的な問題。政策課題としての重要性にかんがみ、基本方針の中にこの問題への取り組みを明記すべきではないか。

なお、各項目の「左右されないようにする」という表現について、よりの確な表現があり得るか検討する。

## （5） 仕事や結婚、子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにする。

修正提案：この項目を「若者の生活基盤の安定を図り、ライフコースの多様性を尊重する。あわせて子育て支援の抜本的強化を行う。」に変更する。あわせて、方針の説明に仕事、家族形成・結婚（法律婚、事実婚、同性婚、未婚・非婚を含む）、ひとり親の困難、ジェンダー平等について書き込む。

## 理由

- ① 現行案は「就労→結婚（法律婚）→子育て」という単一のライフコースを前提としているようなメッセージとして受け取られる可能性がある。現実には、家族形成には多様な形態があるし、結婚によらない、あるいはひとり親での子育てもある。こうした多様性の尊重をメッセージとして前面に出すことが重要ではないか。
- ② 若者が「結婚」と子育てに希望を持つことができる前提は、生活基盤の安定と子育て支援の抜本的強化ではないか。基本方針としてはこちらを明示する方がメッセージとして明確。
- ③ いわゆる「官製婚活」をどのように大綱に位置付けるかは、大きな論点だと考える（個人的には「なくす」あるいは「大幅な縮小」という意見）。現行案のように「結婚の希望」を基本方針に入れることは、「官製婚活」と結婚の奨励を重要な施

策として位置付けることを前提としている印象を持つ。

なお、基本的な施策に「子育て家族への支援」が追加されることに鑑み、子育て支援に関する項目を基本の方針に追加してはどうか。その際の基本の方針は、子育てを担うことによって生ずる不利・困難を防止する、としてはどうか。

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等の連携を重視する。

修正提案なし。

## 2 基本的な施策における「縦断的な施策」について

- 1) こどもの権利に関するアドボカシー、権利擁護の促進を冒頭に記載する。あわせて、アドボケート・救済機関の創設の方向を示す。
- 2) 第5回資料「第4回基本政策部会の議論を踏まえた構成案」では、①まず、すべてのこども・若者に関する施策を記載し、②続いて虐待・貧困等の課題に対する施策を記載するとある。前述のように、これは「虐待・貧困」を「すべてのこども・若者」に対して、限定的・残余的なものと位置付けている。しかし、虐待・被害の防止や貧困問題は、すべてのこども・若者にとって重要な課題であり、限定的・残余の問題として把握すべきではない。上記の(4)に関する修正提案にそって、全体を通底する重要な施策としてこども権利に関する項目の次に記載すべき。
- 3) 「子育て費用・教育費負担の軽減」「貧困による教育的不利の解消」「教育における平等・公正の実現」を項目として入れる。
- 4) 第4回部会で提案があったように、縦断的な施策について、「問題に対する施策」と「連携など行政・施策の枠組み」に関する点を項目として分けて記載してはどうか。
- 5) 「いじめ」等、複数のライフステージに関係するものは、「縦断的な施策」に位置付けてはどうか。

## 3 基本的な施策における「青年期」について

- 1) 「居住の確保、安定」を項目として入れる。居住の安定は重要な生活基盤である。特に社会的養護下にあったこども・若者、特に困難な状況にあるこども・若者について、居住の確保はその後の支援の前提となる。
- 2) DV問題（親密圏における暴力）への対応を項目として入れる。これは青年期における被害を防止するという点と共に、DV被害をうけた親子（多くは母子）の生活支援の観点の双方を含む。DV問題との連動は、今般の「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法制度の整備を踏まえると、こども・若者政策の重要な課題となる。
- 3) 「特に困難を経験している若年女性への支援」を項目として入れる。この問題はこれまで「児童福祉」と「婦人保護」の狭間に置かれ、政策的・実践的対応が後手に回ってきた経過がある。若年女性の、性的被害を含む被害にあいやすさを考慮すると、特

に項目として明記し、政策と実践の展開を促進する必要がある。上記同様、この間の女性支援に関する法制度の整備の進捗を勘案すると、重要な課題である。

- 4) 「結婚」の項目の冒頭に、多様な家族の形の尊重し、いずれの家族の形をとっても不利がないようにすることを明記する。現行案は「結婚をするかしないかは個人が選ぶ権利があることが前提」と記載されているが、これでは結婚（法律婚）を選択しない場合に生ずる不利をどうするかという点が不明確である。
- 5) 「結婚」の3つ目の項目はいわゆる「官製婚活」について述べているものと考えられるが、これを削除する。性的関係を伴う親密圏の形成過程に国家が介入することは不适当であることが理由である。あわせて効果が不明確である。
- 6) 「結婚」の4つ目の項目の「男性の非正規雇用と未婚の関係」の指摘は、稼得役割が男性に集中していることを背景としており、このままでは性別役割意識を是認するメッセージになりかねない。削除するか、あるいは性別役割意識の是正について明記することが必要ではないか。

なお、上記2)～6)は広くジェンダー平等に関わる課題である。従って、前述の「基本的な方針」の(5)に関する修正提案のように、「基本的な方針」にジェンダー平等の観点が明記されていることが重要である。

#### 4 基本的な施策における「子育て家庭への支援」について

- 1) 子育てを担うことによって生ずる不利や困難を防ぐことを方針として明記する。
- 2) 所得保障の強化と経済的負担の軽減を明記する。
- 3) 親・保護者の健康を守るための休息・自己ケアの時間確保を明記する。
- 4) 相談場所の充実と相談機会へのアクセス保障を明記する。
- 5) 個別家族を超えた親・保護者の共同を促進する手立てを明記する。

#### 5 基本的な施策における「思春期」について

- 1) 「貧困・格差による進路選択の制約」を項目として入れ、その解消について明記する。
- 2) 高校中退に対する対応を項目として入れ、中退後の支援について明記する。
- 3) アルバイトを含む「就労しているこども」の権利保障について明記する。
- 4) 自他の性的尊厳の尊重と性的被害・加害の防止について明記する。
- 5) 自尊心と安全が守られる居場所の重要性について明記する。

以上